

藤沢市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校法人又は社会福祉法人が就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知）の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」をいう。）

（以下「国要綱」という。）に基づき実施する施設整備事業を対象に、市長が予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「施設整備」とは、国要綱5に定める整備内容とする。

(補助金の対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる施設整備事業（以下「補助対象事業」という。）は、国要綱6に定める施設整備事業とする。

(補助金の対象除外)

第4条 国要綱7に定める費用については、補助金の対象としない。

(補助金の対象施設)

第5条 補助金の対象施設は、国要綱4で定める「認定こども園」とする。

(補助金の額の算出方法等)

第6条 補助金の額は、当該施設整備に係る国の負担割合分の額に市の負担割合分の額を加えた額とし、国要綱8、9及び10に定める交付金の算定方法等により算定する。ただし、算出された補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施法人は、当該施設整備の内容について、事前に市長と相談するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、法令等に基づき、必要な指導を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業実施法人は、藤沢市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に市長へ提出しなければならない。ただし、事業の性質上、事業の着手前に申請することが困難と認められるときは、この限りでない。

(1) 収支予算書(第2号様式)

(2) 施設整備に係る工事請負業者3社の見積り

(3) 施設整備に係る工事箇所の案内図、配置図

(4) 施設整備に係る工事工程表

(5) 工事箇所の写真

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市就学前教育・保育施設整備補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)

により、当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定の通知に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業の内容を変更（軽微な変更を含む。）する場合、又は事業を中止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告しなければならない。

(3) 補助金の対象事業となる工事等の契約については、見積もり合わせの実施等、適正な手続きにより行わなければならない。また、当該契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならない。

(4) 補助金の対象事業となる工事等の契約の相手方が当該工事等を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(5) 補助金の交付を受けるにあたっては、第15条、第17条及び第18条の規定を遵守しなければならない。

(届出義務)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた事業実施法人は、事業に着手するときにあつては藤沢市就学前教育・保育施設整備事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、藤沢市就学前教育・保育施設整備事業完了届(第5号様式)を市長へ提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた事業実施法人が、当該事業の計画を変更、廃止、又は中止しようとするときは、速やかに藤沢市就学前教育・保育施設整備事業計画変更等承認申請書(第6号様式)及び必要書類を市長へ提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査のうえ、変更の可否を決定し、藤沢市就学前教育・保育施設整備事業計画変更等承認（不承認）通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金の交付時期は、藤沢市就学前教育・保育施設整備事業完了届（第5号様式）に基づき、当該事業の完了を確認した後とする。

2 補助金の交付決定を受けた事業実施法人が補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を指定日までに市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業実施法人が規則のほか、この要綱に定める規定に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項に定める交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しの範囲に係る補助金が交付されているときは、当該事業実施法人に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業実績報告書の提出)

第14条 補助金の交付を受けた事業実施法人は、藤沢市就学前教育・保育施設整備事業実績

報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第9号様式)

(2) 補助対象事業に係る工事費用等の領収書の写し

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 事業実施法人は、補助金の交付申請時において、この補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の仕入控除税額が明らかでなく、事業完了後に消費税等の申告により当該仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の報告については、補助金の交付決定を受けた事業実施法人が全国的に事業を展開する組織の支部等であり、自ら消費税等の申告を行わず、本部等において申告を行っている場合には、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき行うものとする。

3 市長は、第1項の報告があった場合には、当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第16条 補助金の交付を受けた事業実施法人は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第17条 補助金の交付を受けた事業実施法人は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、市長が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 補助金の交付を受けた事業実施法人は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の承認を行う場合には、必要に応じて、条件を付すものとする。

4 補助金の交付を受けた事業実施法人が市長の承認を得て財産を処分することにより収入を得た場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の整備保管)

第18条 補助金の交付を受けた事業実施法人は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、処分制限のある財産については、これにかかわらず当該制限期間が経過するまでの間、保存するものとする。

2 補助金の交付を受けた事業実施法人が、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体を解散する場合には、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市就学前教育・保育施設整備補助金の交付に関

し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 藤沢市認定こども園施設整備補助金交付要綱(平成29年3月2日制定)については、廃止とする。